

別紙 1

規模拡大支援事業

第 1 目的

本事業は、対象地域において経営耕地面積の規模拡大を行う法人等を支援することで、担い手が不足している地域の耕作放棄地の解消や未然防止を目指すことを目的とする。

第 2 定義

- 1 「規模拡大」とは、担い手不在農地（地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に定める地域計画をいう。以下同じ。）における今後検討農地（10 年後の農地の受け手が未定又は白紙となっている農地）又は 1 年以内に既存の担い手の離農や経営耕地面積の縮小等により受け手が不在となることが確実と見込まれる農地をいう。以下同じ。）を含む農地へ経営耕地面積を拡大することをいう。
- 2 「集落営農」とは、特定農業団体又は次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）のことをいう。
 - （1）定款又は規約が定められていること
 - （2）共同販売経理を行っていること
 - （3）地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町から判断を受けていること

第 3 本事業の対象者

- 1 本事業の対象者は、担い手が不足している中山間地域における規模拡大を通じて耕作放棄地の解消や未然防止を目指す者とし、当該規模拡大を行う地域計画において農業を担う者として位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる認定農業者及び認定新規就農者、集落営農とする。
- 2 本事業の申請にあたっては、5 年以内に行う規模拡大に係る計画を作成し、各地域を所管する市町・農業協同組合・農林総合事務所で構成される担い手支援チーム（奥能登地域にあっては、奥能登営農復旧・復興センター）から推薦を得るものとする。
- 3 本事業の交付決定等を受けた者は、当該規模拡大地域における持続的かつ効率的な農用地の利用及び農業経営発展に努めるものとする。

第 4 支援対象経費

- 1 本事業の対象経費は、第 3 に規定する対象者が、対象地域で農業経営を行うために必要な農業機械、諸資材購入費その他の経費とする。但し、施設園芸に係る補助金の対象経費は、（1）から（4）までに掲げるものとする。
 - （1）農地の取得
 - （2）農地の改良・造成
 - （3）農地の賃借権の取得

(4) 次に掲げる施設等の改良、造成、取得に必要な費用

① 農舎、農機具及び運搬用機具等

② 農産物の生産、流通又は販売に必要な施設等

2 本事業の対象とする営農類型、要件、支援単価等は別表に定めるものとする。

第5 支援限度額

本事業の限度額は一の規模拡大について5千万円以内とする。ただし、石川県内の一の市町の区域を超えて規模拡大する場合は市町ごとに新たに規模拡大するものとみなす。

第6 支援期間

支援期間は、原則として5年以内とする。

別表 規模拡大支援事業補助金の対象分野（営農類型）

1 県外法人参入型

営農類型	品目	地目	参入面積要件	補助単価
主穀作	水稻、大豆、麦、ソバ等	田、畑	15ha 以上	1,000 千円／ha
露地野菜・果樹	キャベツ、バレイショ、 クリ、加工用ブドウ等	田、畑、原野、雑種地、 宅地	10ha 以上	3,000 千円／ha
施設園芸	トマト、ブドウ、 菊、キノコ類等	田、畑、原野、雑種地、 宅地	施設面積 1 ha	初期投資額×1/2

2 県内担い手農家型

営農類型	品目	地目	拡大面積要件	補助単価
主穀作	水稻、大豆、麦、ソバ等	田、畑	3 ha 以上	1,000 千円／ha
露地野菜・果樹	キャベツ、バレイショ、 クリ、加工用ブドウ等	田、畑、原野、雑種地、 宅地	0.3ha 以上	3,000 千円／ha
施設園芸	トマト、ブドウ、 菊、キノコ類等	田、畑、原野、雑種地、 宅地	ハウス 2 棟以上	初期投資額×1/2

<注意事項>

- (1) 支援対象農地は、原則として、交付決定年度以降、新たに取得した農地、5年以上の期間借り入れる農地又は特定農作業受委託契約により受託する農地とし、契約更新や契約方法の変更による借換等は含めないものとする。但し、特定農作業受委託契約により受託する農地は、相続登記が未了の農地や複数の者が所有権又は使用収益権を共有する農地の場合に限り、事業実施最終年度までに取得又は貸借契約を締結すること。
- (2) 県外法人参入型において、新規に農業参入する際に、主穀作15ha、露地野菜・果樹10haのまとまりのある農地の確保が困難な場合で、申請者が、下記の条件を満たす場合は、特認として認めることができる。
 - ①地域計画において農業を担う者として位置付けられている又は位置付けられることが確実であること
 - ②原則として、交付決定以降に5年以上の期間農地を借り入れること
 - ③その他協議会が必要と認める事項
- (3) 施設面積とは、パイプハウス、農舎等の農業用施設の用に供される土地の水平投影面積をいう。
- (4) 初期投資額とは、第4の1の(1)から(4)までに掲げるものとする。
- (5) 本要領の改正の施行日（令和8年7月8日）より前に採択された事業（以下「旧制度採択事業」）については、当該事業の円滑な実施を図るため、次の各号に掲げる経過措置を設けるものとする。
 - ① 旧制度採択事業については、なお従前の例による。
 - ② 令和8年4月1日以降に交付を行うものについては、旧要領に定める支援単価により補助金として交付することができる。
 - ③ 令和6年1月1日以降に、能登地域（七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町及び志賀町に限る。）において、震災特例単価により旧制度採択事業の支援を受けた事業者については、改正前の別表に定める支援単価と改正後の別表に定める支援単価の差額について、予算の範囲内で補助金を追加交付することができる。
 - ④ 旧制度採択事業のうち、令和8年4月1日以降まで支援期間が及ぶ事業であって、令和8年4月1日時点で貸付金が残存する場合、貸付決定を受けた計画により生じた損失額にかかわらず、貸付残高を上限として貸付金を補助金に転換する申請を行うことができる。当該申請は、令和9年3月31日までに、INATOに対して行うことができる。
 - ⑤ その他本要領の旧制度採択事業への適用にあたって必要な事項については別に定めるものとする。